

## 3月教育委員会定例会議事録

- 1 日 時 令和8年3月12日（木） 午後2時00分～午後3時23分
- 2 場 所 湖西市役所 市長公室
- 3 出席者 教育長 松山 淳  
委員 西川 倫子 山下 恵子 穴水 正哲 杉山 健  
事務局 教育次長 (鈴木啓二) 教育総務課長 (藤井公和)  
学校教育課長 (黒柳孝江) スポーツ・生涯学習課長 (佐原 敬)  
図書館長 (原田満由美) 教育総務課長代理(仲本真武)  
文化観光課長 (竹中幹晴)
- 5 議 案 第9号 湖西市教育委員会事務局職員の人事異動の承認について  
第10号 湖西市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則  
の制定について  
第11号 湖西市立図書館条例施行規則の一部改正について  
第12号 第3次湖西市教育振興基本計画の策定について  
第13号 第3次湖西市生涯学習推進計画の策定について  
第14号 第3次湖西市スポーツ推進計画の策定について  
第15号 第4次湖西市子ども読書活動推進計画の策定について  
第16号 湖西市文化財保存活用地域計画の策定について
- 4 報 告 第3号 豊田佐吉翁記念奨学金の給与に関する条例の一部を改正  
する条例制定について

午後2時00分開会

**(松山教育長)** 出席は5名、定足数に達しているので、令和8年3月湖西市教育委員会定例会を開会する。審議に入る前に、事務局から報告の申し出があったので、事務局の発言を認める。

**(教育総務課長)** 2月の教育委員会定例会において承認頂いた議案第5号「湖西市立学校設置条例の一部を改正する条例制定について」、2月27日開催の湖西市議会3月定例会において可決されたので報告する。同じく承認頂いた議案第6号「令和7年度湖西市一般会計補正予算（第10号）要求について」、2月27日開催の湖西市議会3月定例会において教育委員会関係予算、歳入2,166万8千円の増額、歳出2,627万8千円の減額が要求どおり可決されたので報告する。

---

**(松山教育長)** それでは審議に入る前に、議案第9号については、人事に関する議案であるので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定及び湖西市教育委員会会議規則第14条第1項ただし書の規定により、本議案の審議については非公開としたいと思うが、これに異議はないか。

**(異議なし)**

**(松山教育長)** 異議なしと認め、本議案の審議については非公開に決定した。

(議案第9号 説明・質疑・採決 (可決))

**(松山教育長)** ここで、暫時休憩とする。

午後2時13分休憩

---

午後2時14分再開

**(松山教育長)** 休憩を解いて会議を再開する。議案第10号「湖西市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について」、事務局の説明を求める。

**(教育総務課長)** 議案第10号「湖西市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について」、湖西市教育委員会事務局組織規則を別紙のとおり改正したいので承認を求める。令和8年3月12日提出 湖西市教育委員会 教育長 松山 淳。

今回の改正は、令和9年度供用開始予定の給食センター稼働に向けて、給食の提供に関する全体的な管理・効率的な業務運営と安全で栄養バランスの取れた給食を提供するために、令和8年度から教育総務課内に給食係を新設するための改正である。

主な改正は、第8条教育総務課総務係の事務分掌中「(12) 学校の給食業務に関する

ること」を削除し、施設係の下に、給食係を新設し、学校給食センターや給食用物資など、給食に関する5つの事務分掌を加えるものとなる。

**(松山教育長)** 質疑のある方は発言をするように。

(質疑なし)

---

**(松山教育長)** それでは、議案第10号「湖西市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について」を採決をするがよろしいか。本案を原案のとおり承認する方の挙手を求める。

(挙手全員)

**(松山教育長)** 挙手全員である。よって、議案第10号「湖西市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について」は原案のとおり承認された。

---

**(松山教育長)** 続いて、議案第11号「湖西市立図書館条例施行規則の一部改正について」、事務局の説明を求める。

**(図書館長)** 議案第11号「湖西市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」、湖西市立図書館条例施行規則（平成元年湖西市教育委員会規則第6号）の一部を別紙のとおり改正したいので承認を求める。令和8年3月12日提出 湖西市教育委員会 教育長 松山 淳。

今回審議いただく湖西市立図書館条例施行規則は、難病患者の社会参加の促進を図るため、「特定医療費（指定難病）受給者証」又は「登録者証」を所持している個人又はその個人からなる団体の施設利用料を減免するものである。市の方針として公共施設利用料について適用させるもので、障害者（身体障害者手帳・精神障害者保健手帳・療育手帳所持者）に加え、指定難病患者を減免の対象とするものである。令和8年4月1日以降の使用から適用となる。

**(松山教育長)** 質疑のある方は発言をするように。

**(西川委員)** 今回指定難病を減免の対象に追加しましたが、これは国がそうなったのか、それとも市として対応した理由があるのでしょうか。

**(図書館長)** 県から方針が示され、市の施設で減免することになる。

**(西川委員)** 県は今までもそうだったのに湖西市が違っていたのか、それとも、県も今回新たに指定難病の方が減免されるのか、どちらでしょうか。

**(図書館長)** もともと県がどこまで対象にしていたのか把握していないが、県から市も変えるようにとの指示があった。

---

**(松山教育長)** それでは、議案第11号「湖西市立図書館条例施行規則の一部改正について」を採決を行うがよろしいか。本案を原案のとおり承認する方の挙手を求める。

(挙手全員)

**(松山教育長)** 挙手全員である。よって、議案第11号「湖西市立図書館条例施行規則の一部改正について」は原案のとおり承認された。

---

**(松山教育長)** 続いて、議案第12号「第3次湖西市教育振興基本計画の策定について」、事務局の説明を求める。

**(教育総務課長)** 議案第12号「第3次湖西市教育振興基本計画の策定について」、第3次湖西市教育振興基本計画を別紙のとおり策定したいので承認を求める。令和8年3月12日提出 湖西市教育委員会 教育長 松山 淳。

この計画については、1月21日開催の総合教育会議において審議いただき、その後パブリックコメントを実施して修正した計画である。パブリックコメントでは4件の意見があり、具体的な事業への意見や表紙の写真についての意見があり、意見を踏まえて表紙の写真を修正をした。この計画は、「教育の目指すべき姿」と「施策の方向性」を示す教育における総合的な計画として、第2次湖西市教育振興基本計画の次期計画として策定され、計画期間は4年間である。

基本理念は、前計画と同様に「未来の湖西を創る“ひと”づくり」とし、計画全体を貫く2つの柱と、3つの基本目標を定めた。また、この第2章「基本理念」を市長が定める「教育大綱」として位置づけている。計画7ページは「教育施策の展開」の体系図を示したものであり、3つの基本目標に対し、10の方針を定め、21の施策を展開している。この施策ごとの具体的な展開については、8ページ以降に記載している。計画8ページ、13ページ、16ページには、3つの基本目標毎の成果指標を定めており、この指標を達成するため、各事業に取り組んでいく。

**(松山教育長)** 質疑のある方は発言をするように。

**(杉山委員)** 教育の位置づけの中の、教育大綱<sup>\*2</sup>とSDGs<sup>\*3</sup>の掲載の順が逆なので、順番を修正してはいかがでしょうか。

**(教育総務課長)** こちらは修正する。

---

**(松山教育長)** それでは、議案第12号「第3次湖西市教育振興基本計画の策定について」を採決を行うがよろしいか。本案を原案のとおり承認する方の挙手を求める。

(挙手全員)

**(松山教育長)** 挙手全員である。よって、議案第12号「第3次湖西市教育振興基本計画の策定について」は原案のとおり承認された。

**(松山教育長)** 続いて、議案第13号「第3次湖西市生涯学習推進計画の策定について」、事務局の説明を求める。

**(スポーツ・生涯学習課長)** 議案第13号「第3次湖西市生涯学習推進計画の策定について」、第3次湖西市生涯学習推進計画を別紙のとおり策定したいので承認を求める。令和8年3月12日提出 湖西市教育委員会 教育長 松山 淳。

この計画は、11月の教育委員会協議会にて報告させていただいた、生涯学習推進計画(案)であるが、令和8年1月23日(金)から令和8年2月23日(月)までの間にパブリックコメントを実施した。その結果、意見の提出もなかったためこのとおり計画を策定したいので承認を求める。内容については、生涯学習の振興を図るため、本市の果たすべき役割とその基本的な方向を示す計画としている。

第1章の計画の策定については、市民が「知りたい、学びたい、活動したい、運動したい」という自主的学習活動を奨励し援助するための基本的な方向性を示している。なお、計画の期間は令和8年度から11年度までの4年間である。

第2章では、基本目標として、心豊かな市民社会につながる生涯学習となるよう、生涯学習の環境づくりを推進するものである。

第3章では、本市の果たすべき役割、学びの提供および環境づくりを観点に政策目標を掲げている。また、ライフステージにおける特徴を踏まえ、学びの機会を提供し支援するため、各世代における学びの推進を図るものである。

**(松山教育長)** 質疑のある方は発言をするように。

**(穴水委員)** 学びの環境づくりのところで、市民の生涯学習環境の満足度が55%だった理由は、もう少しやってほしいということではないでしょうか。

**(スポーツ・生涯学習課長)** 企画政策課で行っている市民意識調査のなかの満足度が55%であったことから、それを60%に持っていきたいと考えている。

**(穴水委員)** 市民の求めるものと乖離があったのでしょうか。

**(松山教育長)** 穴水委員としては55%は低いと考えているのか。

**(穴水委員)** どういう意見が具体的に予想されるのか、費用が高いとは思わないし、もっと高度なものを要求されているのでしょうか。

**(松山教育長)** 穴水委員としては、原因はどのように考えられるのか。

**(穴水委員)** 青少年ホームがなくなり、そこに通っていた人たちの教室がお開きになってしまったことを当時聞いたことがあります。それもだいぶ前の事なのでどんな原因があったのか分かればと思ったのですが。

**(松山教育長)** 数値だけではなく、中身をしっかりと分析して、事業に反映していきたい。

**(教育次長)** 定年延長や趣味の多様化などにより、今回掲げた60%という目標はハードルが高いと感じてはいるが、魅力ある講座を考えて目標に近づけていきたい。

**(穴水委員)** 資料に添付されているアンケート結果にある学習活動への満足度と、今

回記載のある55%とは違う満足度なのですか。

**(スポーツ・生涯学習課長)** 資料に添付してある結果は今回のためにアンケートを実施したものであり、市民意識調査は毎年企画政策課が行っているもので、違うものである。

---

**(松山教育長)** それでは、議案第13号「第3次湖西市生涯学習推進計画の策定について」を採決を行うがよろしいか。本案を原案のとおり承認する方の挙手を求める。

(挙手全員)

**(松山教育長)** 挙手全員である。よって、議案第13号「第3次湖西市生涯学習推進計画の策定について」は原案のとおり承認された。

---

**(松山教育長)** 続いて、議案第14号「第3次湖西市スポーツ推進計画の策定について」、事務局の説明を求める。

**(スポーツ・生涯学習課長)** 議案第14号「第3次湖西市スポーツ推進計画の策定について」、第3次湖西市スポーツ推進計画を別紙のとおり策定したいので承認を求める。令和8年3月12日提出 湖西市教育委員会 教育長 松山 淳。

この計画は、生涯学習推進計画と同じように、パブリックコメントを実施したが、意見の提出がなかったため、このとおり計画を策定したいので承認を求める。内容については、生涯スポーツ社会の実現のため、目指すべきスポーツ推進施策の基本的な方向性を示す計画として策定した。

第1章では、計画の策定について、行政、地域、学校、企業、スポーツ団体等が連携し、社会全体でスポーツに取り組む方向性を示している。計画期間は令和8年度から11年度までの4年間である。

第2章では、基本目標の基本施策としては、多様化するライフステージに応じたスポーツ活動の推進、豊かなスポーツライフを支える環境づくりである。

第3章では、今後のスポーツ推進施策と取り組み、9つの具体的な取り組みを掲げている。

**(松山教育長)** 質疑のある方は発言をするように。

**(西川委員)** 豊かなスポーツライフを支える環境づくりの目標値について、具体的にどのようなことで利用者数を増やして行く計画でしょうか。

**(スポーツ・生涯学習課長)** 学校の体育館、グラウンド等のスポーツ施設の利用者をシステムで登録しており、その登録者・参加者を年間60万人を目標に増やしていきたいと考える。

**(西川委員)** それをしていくための具体的な計画は、こういったものがあるでしょう

か。

**(スポーツ・生涯学習課長)** 野球・サッカー・卓球といったスポーツや、最近はやっているモルック等に参加していただけるよう計画している。

**(西川委員)** 「(2) 学校体育施設を地域住民に開放し、」の部分については、部活動の地域移行とどのようなバランスをとっていくのでしょうか。

**(学校教育課長)** 部活動と地域クラブと共存するところもあり、今後協議が必要になっていく。スポーツ・生涯学習課と学校教育課で合わせて協議を行っていく。分かった時点で説明していきたい。

**(西川委員)** 人数としては、地域移行した部活動の参加者の人数も入るのでしょうか。

**(スポーツ・生涯学習課長)** 地域クラブとして利用した人数も含む。

**(教育次長)** コロナ禍以降、利用者が減少したこともあり、60万人という数字はなかなか高い目標である。モルック等のニュースポーツにも力を入れていきたい。また体育館に空調を入れていくので、利用が促進されることを期待する。

**(杉山委員)** 週に1回以上スポーツを行った市民の割合は、継続して週1回実行するということですか。

**(スポーツ・生涯学習課長)** その通りである。散歩や駅から駅までを歩く等の簡単なものも含む。

**(杉山委員)** プロスポーツの参加者の目標値が11人しか増えていないが、ここをもっと増やしていかないと60万人も達成できないし、60%にもつながらないと思いますが、目標として適正なのでしょうか。

**(スポーツ・生涯学習課長)** バasketボールなどのプロスポーツ選手を呼んで、学校等で教えてくれるといった人数を、とりあえず450人まで高めていきたいと考える。

その他にも卓球のプロ選手などにも教えに来ていただき、そういったスポーツを増やしていきたいと考える。

**(杉山委員)** ラグビーやバレーボール等、市が連携しているチームもあるので、そこも含めて考えていっていただきたいです。

---

**(松山教育長)** それでは、議案第14号「第3次湖西市スポーツ推進計画の策定について」を採決を行うがよろしいか。本案を原案のとおり承認する方の挙手を求める。

(挙手全員)

**(松山教育長)** 挙手全員である。よって、議案第14号「第3次湖西市スポーツ推進計画の策定について」は原案のとおり承認された。

---

**(松山教育長)** 続いて、議案第15号「第4次湖西市子ども読書活動推進計画の策定について」、事務局の説明を求める。

**(図書館長)** 議案第15号「第4次湖西市子ども読書活動推進計画の策定について」、子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）第9条第2項の規定に基づき、湖西市子ども読書活動推進計画を別紙のとおり策定したいので承認を求める。令和8年3月12日提出 湖西市教育委員会 教育長 松山 淳。

この計画は、11月の教育委員会協議会にて報告させていただき令和8年1月23日から2月23日までの間にパブリックコメントを実施したが、意見の提出がなかったため、このとおり策定したいので承認を求める。この計画は、地域や学校、行政が連携して家庭における読書活動を支援し、地域社会全体で子どもの自主的な読書を充実させる計画である。

第1章は、計画の目的と成長過程に応じた読書環境の整備、読書機会の提供、読書活動の啓発を社会全体で推進する方向性を示している。計画期間は令和8年度から11年度の4年間である。

第2章は第3次計画の成果と課題、第3章では第4次計画の具体的な取り組みを掲げている。家庭において親子・家族で楽しみながら読書をする「家読」を推進し、大人自身が本を読み、図書館を利用する環境づくりを目指す。幼保こども園、学校等がそれぞれ推進目標を設定し、目標達成に向け取り組んでいく。

**(松山教育長)** 質疑のある方は発言をするように。

**(西川委員)** 親子読書の取り組み実施率について、それぞれの園でやっていると思うのですが、どのような親子読書を行っているのでしょうか。

**(図書館長)** 幼稚園・保育園にアンケートを取ったところ、園から家庭に絵本の貸し出しをする、保護者会での読み聞かせの講話、園だより等で絵本の事を保護者に知らせ、家庭での読書を推奨する等、親子で本を読むことを推奨する活動をしている実績である。

**(西川委員)** 自宅で、親子で読書をする取り組み・啓発を各園がしているか、ということに対しての回答ということでしょうか。

**(図書館長)** その通り。

**(山下委員)** 図書標準達成率100%は目標が高いと思われるのですが、いかがでしょうか。

**(図書館長)** 図書標準の定義は、学級数に応じた蔵書数ということで、実績だと達成された学校、達成されていない学校がある。100%を目指して蔵書の充実を図ることを目標にしている。

**(杉山委員)** 学校司書の配置とあるが、どのような仕事を行っているのでしょうか。

**(図書館長)** 学校司書は、学校図書室の整備、授業の中で本を紹介するときなどに、専門的な知識を持って本を用意して提供していくといった仕事をしている。市内小中学校11校を4人で担当する。

**(学校教育課長)** 図書室の整備、昼休みに子どもたちが本を借りに来た時の立ち合い、読み聞かせ、授業で紹介された本や関連した本を紹介するなどを行う。それにより子どもたちの読書への興味が広がるため、学校にとってありがたい存在である。

(杉山委員) 専門の資格はあるのでしょうか。

(図書館長) 学校司書になるために必ず必要という資格ではないが、現在の学校司書は司書資格を持っている。

(西川委員) 児童書の年間貸出冊数は、令和5年度以前の実績はどのくらいですか。

(図書館長) すぐに答えられない。

(西川委員) 近年本離れといったことがあるので、今までやってきた成果が26.1冊になったのか知りたかったのです。それと、12歳以下の子供たちの冊数については、学校で借りた冊数は入れていないのですか。

(図書館長) その通り。図書館の児童書の貸出冊数ということで目標にしているのので、学校のものも含めていない。第3次計画を策定したときは、30冊の目標に届きそうな数値であったが、コロナ禍になり下がったことにより、現在26冊となっている。今後は電子図書館もあることから、今まで紙の本に触れる機会がなかった子どもでも、電子図書で借りることが増えると想定されるため、その冊数を含めた目標としている。

(西川委員) 電子図書を使用している市民数は増えていますか。

(図書館長) 増えている。

(西川委員) 大人が図書館を利用することが、親子で本に触れあう事を増やすと思いますので、大人の利用者を増やす取り組みを今後もしていただきたいと思います。

(穴水委員) 当時ブックスタートパックでいただいたトートバックは、とても丈夫でありがたかったですが、今もトートバックに入れて提供しているのですか？

(図書館長) その通り。ブックスタートのバックは継続して本を借りてもらえるように、丈夫なバックでカードが入るポケットもついている。

(西川委員) いまだにカードのみでの貸し出しですか。

(図書館長) 携帯でも可能である。

---

(松山教育長) それでは、議案第15号「第4次湖西市子ども読書活動推進計画の策定について」を採決を行うがよろしいか。本案を原案のとおり承認する方の挙手を求める。

(挙手全員)

(松山教育長) 挙手全員である。よって、議案第15号「第4次湖西市子ども読書活動推進計画の策定について」は原案のとおり承認された。

---

(松山教育長) 続いて、議案第16号「湖西市文化財保存活用地域計画の策定について」、事務局の説明を求める。

(文化観光課長) 議案第16号「湖西市文化財保存活用地域計画の策定について」、湖

西市文化財保存活用地域計画を別紙のとおり湖西市案として策定し、文化庁に提出したいので承認を求める。令和8年3月12日提出 湖西市教育委員会 教育長 松山 淳。

この計画について11月の教育委員会協議会で説明したが、今回概要版で説明する。文化財保存活用地域計画とは、平成30年に改正された文化財保護法に基づき市町において取り組んでいく目標や取組の具体的な内容を記載した文化財の保存活用に関する基本的なマスタープラン兼アクションプランである。令和6年度から外部の有識者で組織する「湖西市文化財保存活用地域計画協議会」と「湖西市文化財保護審議会」で検討を重ねながら計画を作成し、12月から1月にかけてパブリックコメントを実施した。1名から5件のコメントがあったが、採用は0件である。これはすでに計画に記載があったためである。

本日承認された後、湖西市案として文化庁に認定を受けるために提出するが、文化庁や各省庁での審査の中で、修正指示があった場合に修正を行う場合がある。計画期間は、令和8年度から令和15年度の8年間である。

第1章「湖西市の概要」では湖西市の自然的・地理的環境や、社会的状況、現代に至るまでの歴史を記載している。次に、第2章では湖西市の文化財の概要と特徴について記載している。第1章で記載した市の自然環境や歴史、第2章で記載した文化財の特徴などから、湖西市の歴史文化の特性を5つ見出している。詳細については、第3章に記載している。

この湖西市に受け継がれてきた湖西市の歴史文化を保存活用するために、目指す将来像を「浜名湖と湖西連峰に生まれた文化財が次世代に続くまち」を目指す将来像に定め、その将来像に向けての課題を洗い出し、課題を解消するための方向性と取組を計画に記載した。方向性としては、「知る」「守る」「活かし、伝える」という3つを定め、この定めのもと、課題と方針を出し取組を実施していく。詳細は、第5章から8章に記載している。

また、市内の多様な文化財を歴史文化の特性に基づく関連性や1つのストーリーによって、一定のまとまりとして捉えたものが関連文化財群である。これまで文化財は個別の保存活用がされてきたが、テーマや関連するストーリーとしてまとめて捉えることで、一体的な保存活用の取り組みを行っていくことができる。湖西市では、3つの関連文化財群を設定した。詳細については第9章に記載している。

この計画は、市の文化財担当部署だけではなく、市民総がかりで文化財を守るための計画であるので、文化財所有者や外郭団体、ボランティア団体など多様な団体と協力して、計画を推進していく。詳細は計画書の第10章である。

今後のスケジュールとしては、文化庁に認定を受けるためこの計画案を3月末に提出し、7月まで文化庁や関係省庁で協議され、7月の文化審議会文化財分科会で諮問・答申を経て認定を受ける。その後、学校や図書館にも配架し、教育にも役立ててもらおう予定である。

**(松山教育長)** 質疑のある方は発言をするように。

**(穴水委員)** 自分とはろろが乗ると魚めしになるという認識でしたが、とろろを加えて魚とろという表記は正しいのでしょうか。

**(文化観光課長)** 学芸員が作成し、関係者に確認し何度も修正を行っているので、大丈夫だと思われるが、念のため確認はする。

**(西川委員)** 前田川拱渠とは何でしょうか。

**(文化観光課長)** トンネルのようなもので、市内に4か所ある拱渠の一つである。

**(西川委員)** 文化庁に認められて、今後活用されていくという認識でよいでしょうか。

**(文化観光課長)** 教育現場、学校等で活用してもらい、後世に繋げていってもらいたい。

---

**(松山教育長)** それでは、議案第16号「湖西市文化財保存活用地域計画の策定について」を採決を行うがよろしいか。本案を原案のとおり承認する方の挙手を求める。

(挙手全員)

**(松山教育長)** 挙手全員である。よって、議案第16号「湖西市文化財保存活用地域計画の策定について」は原案のとおり承認された。

---

**(松山教育長)** 続いて、報告第3号「豊田佐吉翁記念奨学金の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について」、事務局の説明を求める。

**(教育総務課長)** 報告第3号「豊田佐吉翁記念奨学金の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について」、豊田佐吉翁記念奨学金の給与に関する条例の一部を別紙のとおり改正したので報告する。令和8年3月12日提出 湖西市教育委員会 教育長 松山 淳。

今回の改正は、他の類似する奨学金制度が年々拡充している中で、豊田佐吉翁記念奨学金の奨学生が減少している現状を踏まえ、学生にとって応募しやすく、選ばれる奨学金となるよう、改正するものである。

高等学校等の奨学金額を月額5,000円から10,000円に、大学等の奨学金額を月額12,000円から18,000円にそれぞれ改めるものである。

また、奨学生及び関係者の負担軽減を図るため、各種申請書類の提出や通知に際して在学学校長を経る手順を廃止、奨学金の複数月分を合わせた交付を原則化、奨学金受領書の提出を不要とするものであり、施行日は令和8年4月1日である。

**(松山教育長)** 質疑のある方は発言をするように。

**(西川委員)** 毎月交付から複数月の交付とした理由は何でしょうか。

**(教育総務課長)** 現在も3か月に1回の交付をしており、現況に合わせた改正となる。

---

**(松山教育長)** 本日の案件については、これをもって全て終了した。  
これにて、令和8年3月湖西市教育委員会定例会を閉会する。

閉 会            午後3時23分終了